

日本共産党
幹部会委員長 志位 和夫 様

建設業の就労環境の改善、来年度予算に関する要請

全国建設労働組合総連合(全建総連)
中央執行委員長 中西 孝司

日頃より当組合に対するご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の法的分類が変更され、少しずつ日常を取り戻しつつある一方、諸物価とりわけ建設資材等の高騰は、地域建設産業においても深刻な影響を及ぼしています。こうした中で、建設業における働き方改革の推進、建設キャリアアップシステムの運用等が進んでいるものの、建設現場の施工を担う建設技能者の賃金・単価が大きく改善されたとはいえない状況が続いています。また、建設業に従事する若年労働者は激減し、建設技能者の高齢化により技能の伝承もままならず、このままでは住宅の新築やリフォームだけでなく、インフラ等の維持管理・更新や災害時の応急対応すら困難になるのではと危惧しています。私たちは地域の建設業者の事業を継続させ、建設技能者の雇用を守るための施策の強化が必要と考えます。来年度予算の策定に合わせて下記の事項について、早急に実現するよう要請いたします。

記

1. 建設業における働き方改革の推進、物価高騰を踏まえた建設技能労働者への適正水準の賃金支払い、下請業者までの確実な法定福利費・安全経費の支払いのための施策を講じること。
2. 建設国保を育成・強化すること。国庫補助は自然増を含む医療費の伸びと感染症拡大による医療費動向を適切に勘案し、現行補助水準を確保すること。
3. 建設業の担い手確保・育成のための支援策を強化すること。建設キャリアアップシステム(CCUS)を法的に位置づけると共に、一層の普及・促進を図ること。
4. 住宅用建材・設備価格の高騰の影響を受けている地域工務店・専門工事業者の支援策を強化すること。脱炭素社会の実現に向けて、国産材の安定供給を推進し、公共建築物・民間建築物での木材利用促進のための施策を強化すること。また、大工技能者の確保・育成について引き続き取り組むとともに、支援を拡充すること。
5. 建設アスベスト被害の根絶と、被害を受けたすべての建設従事者を救済するため、基金制度の拡充を行うこと。
6. さらなる消費税率引き上げは行わないこと。適格請求書保存方式においては、小零細事業者が取引から排除されない仕組みとすること。また、ウクライナ危機以降の物価高騰で中小零細事業者の経営環境が悪化していることから当面は導入を見送ること。

以上